

第七回国会 建設委員会 議録第二十二号

昭和二十五年四月六日(木曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 淺利 三朗君

理事内藤 安吉君 理事田中 角榮君

理事内藤 隆君 理事上林與市郎君

理事天野 久君 理事砂間 一良君

理事笹森 順造君

池見 茂隆君 大西 弘君

越智 茂君 瀬戸山三男君

西村 英一君 宮原幸三郎君

小松 勇次君 増田 連也君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 一之君

(主計局長) 舟山 吉正君

大蔵事務官 伊東 五郎君

(銀行局長) 伊東 五郎君

建設事務官 伊東 五郎君

(住宅局長) 伊東 五郎君

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

本日の会議に付した事件

住宅金融公庫法案(内閣提出第一五二号)

建築士法案(田中角榮君外六名提出、衆法第一五号)

昭和二十五年年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案に対する申入れの件

○淺利委員長 これより会議を開きます。

昨日付託になりました建築士法案、田中角榮君外六名提出、衆法第十五号を議題といたし、提案理由の説明を求めます。田中角榮君。

建築士法案 右の議案を提出する。

昭和二十五年四月四日

提出者

田中 角榮 淺利 三朗

井手 光治 内藤 隆

前田榮之助 天野 久

笹森 順造

建築士法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 免許(第四條—第十一條)

第一章 総則(第一條—第三條)	第一條 この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もつて建築物の質の向上に寄與させることを目的とする。
第二章 免許(第四條—第十一條)	第四條 一級建築士にならうとする者は、建設大臣の行う一級建築士試験に合格し、建設大臣の免許を受けなければならない。
第三章 試験(第十二條—第十七條)	第十二條 建設大臣は、建設士試験の試験官を、建設士試験官及び試験委員(第二十八條—第三十四條)とする。
第四章 業務(第十八條—第二十二條)	第十八條 建築士事務所(第二十三條—第二十七條)
第五章 建築士事務所(第二十三條—第二十七條)	第二十三條 建築士事務所は、建築士事務所及び試験委員(第二十八條—第三十四條)とする。
第六章 建築士試験会及び試験委員(第二十八條—第三十四條)	第二十八條 建築士試験会及び試験委員は、建設大臣の命ずる者とする。
第七章 罰則(第三十五條—第三十七條)	第三十五條 罰則
第八章 附則	附則

2 この法律で「一級建築士」とは、建設大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

4 この法律で「設計図書」とは、建築物の建築工事実施のために必要な図面(現寸図の類を除く。)及び仕様書を「設計」とは、設計図書を作成することをいう。

5 この法律で「工事監理」とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかないかを確認することを行う。

(建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三條 建築物で、その用途、構造、規模等により、特に建築物としての質を確保する必要のあるものについては、建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

2 前項の建築物の種類及び範囲については、別に法律で定める。

第二章 免許

(建築士の免許)

第四條 一級建築士にならうとする者は、建設大臣の行う一級建築士試験に合格し、建設大臣の免許を受けなければならない。

2 二級建築士にならうとする者は、都道府県知事の行う二級建築士試験に合格し、その都道府県知事の免許を受けなければならない。

3 外国の建築士の免許を受けた者で、建設大臣又は都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士と同等以上の資格を有すると認めるものは、前二項の試験を受けなくて、一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。

(免許の登録)

第五條 一級建築士又は二級建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿又は二級建築士名簿に登録することによつて行う。

2 建設大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士の免許を與えたときは、それぞれ一級建築士免許証又は二級建築士免許証を交付する。

3 一級建築士又は二級建築士の免許を受けようとする者は、政令の定めるところにより、一級建築士の免許については三千円以内、二級建築士の免許については二千円以内の免許手数料を、それぞれ国庫又は都道府県に納入しなければならない。

4 一級建築士又は二級建築士は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他建設省令で定める事項を、翌年一月十五日迄に、一級建築士にあつては、住所地の都道府県知事を経由して建設大臣は、二級建築士にあつては、免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(名簿)

第六條 一級建築士名簿は建設省に、二級建築士名簿は都道府県に、これを備える。

(絶対的欠格事由)

第七條 左の各号の一に該当する者には、一級建築士又は二級建築士の免許を與えない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 第三十條第一項の規定によつて、免許取消の処分を受けてから二年を経過しない者

(相対的欠格事由)

第八條 左の各号の一に該当する者には、一級建築士又は二級建築士の免許を與えないことがある。

一 禁こ以上の刑に処せられた者

二 建築物の建築に關し罪を犯し罰金の刑に処せられた者

(免許の取消)

第九條 一級建築士又は二級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したときは、それぞれ建設大臣又は建設省令で定める事項を、翌年一月十五日迄に、一級建築士にあつては、住所地の都道府県知事を経由して建設大臣は、二級建築士にあつては、免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

第七條第二号に該当するに至つたとき、又は本人から免許取消の申請があつたときも同様とする。

(懲戒)

第十條 一級建築士又は二級建築士がその業務に關して不誠実な行為をしたとき、又は第八條の各号の一に該当するに至つたときは、それぞれ建設大臣又は免許を與えた都道府県知事は、戒告を與え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取消すことができる。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止又は免許の取消をしようとするときは、あらかじめ当該一級建築士又は二級建築士について聴問を行い、なお必要があるときは、参考人の意見を聴かなければならない。但し、当該一級建築士又は二級建築士が正当な理由がなく聴問に應じないときは、聴問を行わないで当該処分をすることができ

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、業務の停止又は免許の取消をしようとするときは、それぞれ中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会の同意を得なければならない。

(省令及び都道府県規則への委任)

第十一條 この章に規定するものの外、一級建築士又は二級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消、免許証の交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關して必要な手続は、それぞれ建設省令又は都道府県規則で定める。

第三章 試験

第十二條 一級建築士試験及び二級

建築士試験は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行う。

(試験の施行)

第十三條 一級建築士試験又は二級建築士試験は、毎年少くとも一回、それぞれ建設大臣又は都道府県知事が行う。

(二級建築士試験の受験資格)

第十四條 一級建築士試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)(又は旧大学(大正七年勅令第三百八十八号)による大学)において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して二年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して四年以上の実務の経験を有する者

三 二級建築士として四年以上の実務の経験を有する者

四 建設大臣が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認め

一 学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、正規の建築に關する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校に

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者

三 都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

四 建築に關して七年以上の実務の経験を有する者

(受験手数料)

第十六條 一級建築士試験又は二級建築士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、それぞれ受験手数料を国庫又は都道府県に納入しなければならない。

(省令及び都道府県規則への委任)

第十七條 この章に規定するものの外、一級建築士試験の科目、受験手続その他一級建築士試験に關して必要な事項及び二級建築士試験の基準は、建設省令で定める。

第四章 業務

(業務執行)

第十八條 建築士は、その業務を誠実に執行し、建築物の質の向上に努めなければならない。

2 建築士は、設計を行う場合においては、これを法令又は條例の定める建築物に關する基準に適合するようにしなければならない。

3 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

(設計の変更)

第十九條 一級建築士又は二級建築士は、他の一級建築士又は二級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該一級建築士又は二級建築士の承諾を求めなければならない。但し、承諾を求めるときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができ

(業務に必要な表示行為)

第二十條 一級建築士又は二級建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士又は二級建築士たる表示をして記名及びなつ印をしなければならぬ。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

で建築主に報告しなければならない。

(その他の業務)

第二十一條 建築士は、設計及び工事監理を行う外、建築工事契約に關する事務、建築工事の指導監督、建築物に關する調査又は鑑定及び建築に關する法令又は條例に基く手続の代理等の業務を行うことができる。

(名称の使用禁止)

第二十二條 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第五章 建築士事務所

(建築士事務所の届出)

第二十三條 一級建築士又は二級建築士が、他人の求めに応じ報酬を得て設計又は工事監理を行うことを業としようとするときは、事務

2 前項に掲げる者が、建築士事務所を移転し、休止し又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届出をしなければならない。

(建築士事務所の管理)

第二十四條 一級建築士事務所は、専任の一級建築士が管理し、二級

建築士事務所は、専任の二級建築士が管理しなければならない。

(業務の報酬)

第二十五條 建設大臣は、中央建築士審議会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定め、これを勧告することができる。

(建築士事務所の監督)

第二十六條 都道府県知事は、建築士事務所が左の各号の一に該当する場合においては、一年以内の期間を定めてその建築士事務所の閉鎖を命ずることができる。

一 第二十四條の要件を欠くに至つたとき

二 建築士事務所の管理者が第八條の各号の一に該当するに至つたとき

三 建築士事務所に属する一級建築士又は二級建築士が、その属する建築士事務所の業として行つた行為により、第八條の各号の一に該当するに至つたとき

2 第十條第二項及び第三項の規定は、都道府県知事が前項の処分(第一号に該当する場合を除く。)をする場合に、これを準用する。

(省令への委任)

第二十七條 この章に規定するものの外、建築士事務所の開設、移転、休止及び廃止の届出に関して必要な手続は、建設省令で定める。

第六章 建築士審議会及び試験委員

(建築士審議会)

第二十八條 建設大臣又は都道府県

知事の行方処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行はせるとともに、建設大臣又は都道府県知事の諮問に応じ、建築士に関する重要事項を調査審議させるために、建設省に中央建築士審議会を、都道府県に都道府県建築士審議会を置く。

2 中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会は、建築士に関する事項について、関係各庁に建議することができる。

(建築士審議会の組織)

第二十九條 中央建築士審議会は、委員十五人以内をもつて、都道府県建築士審議会は、委員十人以内をもつて、組織する。

2 委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては、建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては、都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

3 前項の委員を選ぶに当りやむを得ない事由があるときは、学識経験のある者のうちから、これを命じ、又は委嘱することができる。但し、この数は、委員の半数を超えてはならない。

(委員の任期)

第三十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることのできる。

(会長)

第三十一條 中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会にそれぞれ会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故のあるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(試験委員)

第三十二條 一級建築士試験又は二級建築士試験に関する事務をつかさどらせるため、それぞれ建設省に一級建築士試験委員を、都道府県に二級建築士試験委員を置く。

2 一級建築士試験委員は、建設大臣が、二級建築士試験委員は、都道府県知事が、それぞれ建築士のうちから命じ、又は委嘱する。

3 前項の試験委員を選ぶに当りやむを得ない事由があるときは、学識経験のある者のうちから、これを命じ、又は委嘱することができる。但し、この数は、試験委員の半数を超えてはならない。

(不正行為の禁止)

第三十三條 一級建築士試験委員、二級建築士試験委員、その他一級建築士試験又は二級建築士試験の事務をつかさどる者は、その事務の施行に当つて、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(政令への委任)

第三十四條 この章に規定するものの外、中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員に關して必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第三十五條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 一級建築士又は二級建築士の免許を受けずに、その業務を行ふ目的で一級建築士又は二級建築士の名称を用いた者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者

三 第三十條第一項の規定による業務停止命令に違反した者

四 第二十四條の規定に違反した建築士事務所の開設者

五 第二十六條第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の規定に違反した者

二 第三十三條の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

第三十七條 第二十三條の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。但し、第二十二條及び第五五章の規定は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 昭和二十六年三月三十一日において、左の各号の一に該当する者で、建設大臣の選考を受けて、一級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたものは、第四條第一項の試験を受けることができる。

一 旧大学令による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者

二 旧専門学校令による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者

三 旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して十年以上の実務の経験を有する者

四 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

五 建築に關して十五年以上の実務の経験を有する者

昭和二十六年三月三十一日において、左の各号の一に該当する者で、都道府県知事の選考を受けて、二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたものは、第四條第二項の試験を受けることができる。

一 旧大学令による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者

二 旧専門学校令による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者

三 旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して十年以上の実務の経験を有する者

四 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

五 建築に關して十五年以上の実務の経験を有する者

昭和二十六年三月三十一日において、左の各号の一に該当する者で、都道府県知事の選考を受けて、二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたものは、第四條第二項の試験を受けることができる。

(政令への委任)

一 旧大学令による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者

二 旧専門学校令による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者

三 旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して十年以上の実務の経験を有する者

四 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

務の経験有する者

三 旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して五年以上の実務の経験を有する者

四 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において、建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關してそれぞれ前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

五 建築に關して十年以上の実務の経験を有する者

六 前二項の規定により、建設大臣又は都道府県知事の選考を受けようとする者は、建設大臣の定める業務経歴書を添えて、昭和二十六年四月三十日までに、それぞれ建設大臣又は都道府県知事に申請しなければならない。

七 第二項又は第三項の選考の事務をつかさどるために、臨時に、建設省に一級建築士選考委員を、都道府県に二級建築士選考委員を置く。

八 一級建築士選考委員は、建設大臣が、二級建築士選考委員は、都道府県知事が、それぞれ関係各庁の職員及び学識経験のある者のうちから命じ、又は委嘱する。

九 一級建築士選考委員又は二級建築士選考委員は、それぞれ第二項又は第三項の選考を行うにあつて、必要と認める場合においては、審査を行うことができる。

十 第三十三條及び第三十六條第二号の規定は、一級建築士選考委員、二級建築士選考委員その他一級建築士又は二級建築士の選考又は審査の事務をつかさどる者に、これを準用する。

十一 第二項又は第三項の選考を受けようとする者は、政令の定めるところにより、それぞれ選考手数料を国庫又は都道府県に納入しなければならない。

十二 一級建築士選考委員及び二級建築士選考委員に關して必要な事項は、政令で定める。

十三 第二項又は第三項の選考及び第七項の審査の基準は、建設大臣が告示する。

十四 昭和二十五年においては、第十條の表中測量審議会の項の次に次の二項を加える。

三條の規定にかかわらず、一級建築士試験及び二級建築士試験は行わない。

中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会の委員を最初に命じ、又は委嘱する場合において、建築士の免許を受けた者がないときは、第二十九條第二項の規定にかかわらず、関係各庁の職員及び学識経験のある者のうちから、これを命じ、又は委嘱することができ、

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十條の表中測量審議会の項の次に次の二項を加える。

建設大臣の諮問に應じて一級建築士及び二級建築士に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建築士法（昭和二十五年法律第 号）に基く権限を行うこと。

一級建築士試験 一級建築士試験に關する事務をつかさどること。

〇田中（角）委員 過般来より当委員会では各議員提案をいたしました。法案の立案にあつておりました建築士法も、諸君の格段の御協力を得まして、一昨四日本院に提出、昨五日本建設委員会に付託に相なりましたので、提案者を代表いたしまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思ひます。

建築物の災害等に対する安全性を確保し、質の向上をはかることは、個人の生命財産の保護と社会公共の福祉の増進に重大な關係を有するものであります。そのためには専門の知識、技能を有する技術者が、その設計及び工事監理を行うことが必要であります。建

築士法はこの趣旨にのっとり、建築物の設計及び工事監理をつかさどる技術者の資格を定めて、試験制度により、建築士の免許登録をすることにより、一定の技術水準を確保するとともに、その業務に対する責任制度を確立しようとするものであります。過去数十年來、建築士法制定の必要性は、識者の唱道して來たところでありまして、欧米においてもつとに建築士制度を法制化した、建築の設計及び工事監理に知識技能ゆたかな専門技術者を當てて、建築設計技術の向上と、設計者の責任制度の確立に努めておる状況であります。今回政府においては、市街地建築

物法を全面的に改正すると同時に、臨時建築制限規則を廃止して、建築手続等も極力簡易化せんと企図しております。ちようどこのとき建築士制度の法制化を実現しますことは、両々相まつて、今までの監督行政を脱し、民主的な建築行政を確立するゆえんを考ふる次第であります。

次に本法案の内容に關し特徴とする点を二、三御説明いたします。

第一に試験による免許登録制度によつて、建築の設計及び工事監理の専門的技術の一定水準の保持とその向上に資することができま。

第二に建築に際して、建築関係法規の確実な適用が期待されるときに、建築士の創意くふうにより、合理的かつ経済的に建築物の安全性の確保と経済価値の増進をはかることができま。

第三に建築の設計は建築士に、工事の実施は建築業者にと、おの／＼責任の所在を明確にすることにより、相互に不正、過失の防止をはかることができま。

第四に建築士制度の確立により、建築主は設計建築手続、工事監理についての煩瑣な事務を、建築士を信頼してまかせることができるようになります。

最後に経過的措置について若干の説明をつけ加えます。かかる制度が新たに設けられますと、現在までこの方面の職に従事していた人々が、あるいは試験に落ちて職を奪われはしないかという心配が起ります。本法においては、わが國の現状にかんがみ、建築士を一級及び二級にわけ、おの／＼その適当な職分を受持つことができるよ

うに配慮しておりますから、この心配は少いのであります。さらに附則に於いて、現在の有資格者に対しては暫定的に試験を用いず、選考によつて免許を與える道を開いております。またこの場合の学歴や実務経験の基準も、十分に実情を考慮して、一方あまりに緩に失して法の目的を阻害せしめないとともに、他方あまりに厳に過ぎて、現在の營業者を困らせることのないよう十分に留意したつもりであります。以上で本法案の概要を御説明申し上げました。

次にこの條文の説明を簡単に申し上げたいと思ひます。第一章、総則、第一條は御承知の通り法の目的を明らかにしたものです。第二條は法文中に出て来る用語の定義であります。建築士という名称はアーキテクトの訳語として、現在すでにわが國でも通俗的に使用されております。これが本法により法律用語となると、これに類似の用語の使用は禁止せられるわけでありま。

建築士を二階級にわけ、程度の高い、すなわちむずかしい構造物を設計する人を一級建築士、その次の程度のものを設計する人を二級建築士といたしました。これは二階級にわけた方が現状に即すると考えられたからであります。名称の先例といたしましては、教職員免許法に一般普通免許状及び二級普通免許状という言葉が使われております。当初は建築士及び建築工務士という案もございましたが、工務士と名称は外國のエンジニアの訳語と間違えらるることを恐れて避けたのであります。また建築士及び建築士補の案も出たのであります。必ずしも補佐的な仕事に限らないという理由でやめた

のであります。このほか建築士及び建築工士の案も考えられましたが、原案の方が一般的にわかりやすいであらうという理由で採用いたしましたのであります。工事監理という言葉は、普通に工事の監督という場合よりやや狭い意味に定義されております。法律で縛るのはこの範囲として、建築業者との境界を明確にするよう留意したものであります。なお第二十一條の業務の條で明らかになり、建築士が工事の監督をすることはさしつかえないのであつて、ただ法律的な責任としては、設計及び工事監督の範囲に限られるわけであり

第三條は建築士に権限を與へ、これを保護する趣旨の條文であります。これは元來、別の法律として近く政府から提出される建築基準法に規定するものが適當であります。一応本法に簡單に規定し、詳細は同法に譲る予定であります。建築基準法の成立が遅れるような場合には、單行法として出すことも當然考えられるわけであり、学校、病院、劇場、百貨店等、特殊用途の建物で九十坪すなわち三百平方メートル以上のもの、鉄筋コンクリート等、木造以外の建物で二階以上または六十坪、二百平方メートル以上のものは、一級建築士でなければ設計または工事監理ができなくなります。また特殊用途の建物で三十坪すなわち百平方メートル以上、木造以外の建物及び木造でも三階以上または九十坪すなわち三百平方メートル以上のものは、一級建築士または二級建築士でなければ設計または工事監理ができなくなるのであります。そのほかの建物、すなわち特殊用途の建物で三十坪未満のものま

たは二階までの木造で九十坪未満の建物は、この規定ができてからも、だれでも設計または工事監理ができるわけでございます。従つて一般木造住宅の建築等に對しては大きな影響を與へないものであります。この緩嚴の度合いについては論議の余地があることと思ひますが、わが国の現状から一歩前進した形として、上述いたしました通りの規定を構想している次第であります。

第二章免許、本章は建築士の免許、登録制度に関する規定でございます。第四條は、一級建築士の免許を國が行ひ、二級建築士の免許を都道府県が行ふこととしたのは、二級建築士の仕事が大體その都道府県内で行われると予想されますので、実情に即した免許を行ひ得る便宜があると考えたからであります。先例をいたしましては、保健婦、助産婦、看護婦法による甲種看護婦は國で、乙種看護婦は地方で免許することになつております。

第八條は、建築に関する犯罪者は、ちろん不適格である場合があり、その他、その他のことに關しても、禁錮以上の刑に處せられた者は不適格とすることがあるというこゝにいたしました。第十條は、建築士に不誠実な行為があつたときは、その輕重により懲戒として戒告、一年以内の業務の停止あるいは免許の取消し等が行われます。業務の停止及び免許の取消しは建築士にとつて死活的に關する重大問題でありますので、特に聽聞を行ひ、かつ審議会の同意を得るとし、當事者の独断を排し、慎重を期したのであります。

法、受験資格等に関する規定であります。第十二條は、試験の科目としては、建築設計及び製図、建築構造、建築施工、建築材料、建築衛生、電気並びに給排水等の建築設備、建築関係法規等に関する基本的な事項が予想されておるのであります。一級建築士に對しては、このほか構造力学、暖冷房設備、建築史、都市計画等に関する常識的な事項が加わることも予想されます。

第十三條は、試験は少くとも一年に一回以上は行ふこととし、免許の機会を長い間ふさぐことのないようにした規定でございます。第十四條、第十五條は受験資格を定めたもので、その年限を明示すれば別紙の通りになるのであります。この別紙は現在印刷をしてありますので、あとから委員諸君のお手元までお届けしたいと思ひます。学校の課程として建築または土木としたのは、両学科とも、建築物の安全性に關する構造力学を十分に修得していると思われるからであります。一般に建築と土木の學歷に特に差別をつけなかつたのは、建築衛生、設備または意匠方面の知識は建築に關する実務経験中に修得されるものと予想されるからであります。従つて、第十五條第一号のごとく、学校卒業者がただちに資格を生ずるような場合に限り、土木工学科の卒業生に對してはさらに建築に關する実務経験一年を必要としたのであります。

機械、電気、衛生等の課程を修めた者も同様に取扱つたらどうかという要望もありますが、これらは構造力学に關して不安な点がありますので採用しませんでした。一級建築士の受験資格として、実務経験のみの者を認めなかつたのは、鉄筋コンクリート等の構造物を建設するには、構造力学に關する基礎知識を必要とすると考えたからであります。學歷の全然ない者に對しては、二級建築士の経験四年を必須要件とし、その間に、この方面の知識を補えるものと予想したのであります。

格として、実務経験のみの者を認めなかつたのは、鉄筋コンクリート等の構造物を建設するには、構造力学に關する基礎知識を必要とすると考えたからであります。學歷の全然ない者に對しては、二級建築士の経験四年を必須要件とし、その間に、この方面の知識を補えるものと予想したのであります。

第十四條第四号及び第十五條第三号に「前各号と同等以上の知識及び技能を有する者」とあるのは、大體外國の學校を卒業した者を予想しているのであります。第十六條は、受験手数料は一級建築士に對しては八百円程度、二級建築士に對しては、府県の實情に応じてそれ以下の額が予想されます。

第四章業務、本章は建築士の業務に關する規定であります。第十八條は、建築士は法令に適合した設計をせねばなりません。この規定があるために、建築士の設計した建築物に對しては、特に許可手續を簡易にするこゝができるわけであり、工事施行者が建築士の注意に従わなかつた場合、建築士はその旨を建築主に報告せねばなりません。その結果、建築主の依頼によつて、建築士がさらに種々の措置をとることは當然考えられるところであり、これは本法規定の範圍外のことです。建築主と建築士との間の別の民法上の契約に基づく行為となります。

得られなかつたときは、他の建築士が自己の責任において変更することになります。この場合、変更部分の設計責任は変更を行つた建築士が負うことはもちろんです。將來その建物に障害が起り、それが設計變更のために生じたということが技術的に確認されたときは、その責任は設計變更者が負うべきものと解せられます。なお、一級建築士でなければ設計できないような構造物の設計變更を、二級建築士が行ふことは當然許されないのであります。

第二十條は、建築士が設計圖書に記名、捺印してその責任を明らかにする規定です。第二十一條は、建築士は本來の業務のほか、本條に掲げる業務を當然に行ふことができ、建築手續の代理業務は、府県によつては條例による免許制度をとつて、いるところもあります。本法による建築士は、その條例にかかわらず、當然に代理業務も行ひ得ることになります。

第五章建築士事務所、建築士が業務を行う建築士事務所に關しては、当初登録制にすることも考えられましたが、種々の事情で、單なる届出制に改められました。従つて府県ごとに建築士事務所名簿を作成する等のことも法律には規定されませんでした。これらの仕事は民間の団体、建築士会等において自主的に、公衆の便宜をはかるべきものと考えるのであります。

第二十三條は、建築士事務所を開設する場合の届出に關する規定であります。出張所については規定されてお

りませんが、獨立して業務を行う場合は、一個の建築士事務所として當然届け出なければなりません。他の府県へ

移転した場合は、元の府県へ廃止届をし、新たな府県へ開設届をすることになります。

第二十四條は、一人の建築士が多数の建築士事務所を持つことを禁じた規定で、これによつて責任ある業務を行わせようとするものであります。法人等各地に支店、出張所を設ける場合には、専属の建築士を配置しない限り、建築士事務所と称することはできません。

第二十五條は、特定の建築物の設計及び工事監理は建築士でなければできないので、設計料等を独占的に不当に引上げられた場合には、一般の人が迷惑することになります。また逆に競争的に不当に引下げるようなことが起れば、正当な業務を行ない得ないようになります。料金の最高または最低の基準は、建築士会等の民間団体が地方別に自主的に定めることが最も適当と考えられますが、何らかの事情で行われたい場合を予想して、必要があれば建設大臣も中央建築士会の同意を得て、これを勧告することができるとしました。

第二十六條は、建築士事務所の監督に關する規定で、不都合があつた場合は、都道府県知事が閉鎖を命じ得ることになつております。但し、閉鎖命令も重大な問題でありますから、聴問並びに審議会の同意を必要としました。

第六章建築士審議会及び試験委員、第二十八條は、建設省に中央建築士審議会、地方に都道府県建築士審議会を置き、本法施行に伴う重要事項の審議に当らせるとともに、関係各庁に建議することができるとなつています。これはこの種法律の民主的な運営に必要

な措置と考えられるのであります。

第二十九條は、審議会の委員は原則として建築士のうちから、建設大臣または都道府県知事が委嘱することになつております。一般にこの種審議会は関係官庁の職員や学識経験者をもつて構成するのが従前の例であります。大臣や知事の諮問機關に官庁の職員が入る必要はないという意見もあり、かつ、もちはもち屋の方が適當であろうというので、原案のごとくいたしましたのであります。また、小さな府県等では建築士の数が十分でないような場合には、その他の学識経験者をもつて補うこともできるようになつております。

第三十二條は、本法施行上必要な試験委員も原則として、建築士をもつて充てることになつています。これはかかる制度を技術的に權威づけるゆゑんと考えられたからであります。

第七章罰則、原則といたしまして、あまり重い罰則を課することなく、行政上の運用によつて措置する方針をとつております。たとえば建築士が法令に適合しない設計を行つたとき、建築主に対する報告を怠つたとき等は、すべて第十條にいう「不誠実な行為」をしたものとみなして、業務の停止または免許の取消等によつて臨み、刑罰は課されないことになつておるのであります。

第三十五條は、本法による最も重い刑罰であります。第三号は不誠実な行為により業務停止を命ぜられた者が、これに違反した場合であります。第四号は専任の建築士を置かず建築士事務所を開設した場合で、第一号にいう「業務を行つたための名称詐欺」にひとしいと認められます。第五号は建築士事務

所が都道府県知事の閉鎖命令に違反した場合であります。

第三十六條は、これは前條より軽い罪で、休刑は含みません。第一号は單純な名称詐欺の場合であります。第二号は試験委員等が不正を行つた場合であります。

第三十七條は、最も軽い過料処分であり、これは建築士事務所の届出を怠つた場合に適用されます。

附則、まず施行期日に関する規定であります。第二十二條の「建築士でないものが建築士の名称を用いてはならない」という規定、及び第五章の建築士事務所に関する規定は、実際に建築士が選考されて業務を開始し得ると認められる時期、明年七月一日まで施行を延期してあるものであります。二項から十二項までは、現在設計及び工事監理を業としてゐる者に対する経過的な措置を規定しております。かかる人々に対しては試験を行わず、選考により資格を與え得る便法が講ぜられておりますが、あまりに緩に過ぎて本法の趣旨を没却されることのないように、必要と認められる者に対しては、審査を行うこともできるようになつております。選考の対象となる資格は、第十四條及び第十五條の受験資格より若干きつくなつております。すなわち、経験年数において一年ないし二年くらい延長されておりますが、これは試験を省略するための當然の要請であります。但し従来正規の学校を出なくて、この種業務に従事してゐる者も若干おりますため、その救済のため、実務十五年の経験を有する者は一級建築士に、実務十年の経験を有する者は二級建築士に、それなれる道を開いておりま

す。もちろんこの場合には第七項による審査を行つて、実力のない者が建築士となることは防止せねばならぬものと考えます。選考の資格は明年三月三十一日を基準とし、選考の申請は同じく四月三十日までとしてあります。これは種々の準備等に要する期日を見込んだものであります。選考委員に關する規定は試験委員に關する規定に準じたものであります。但し、この場合は、いまだ建築士がおりませんから、選考委員は関係官庁の職員と学識経験者をもつて充てることにしてあります。選考及び審査の基準というものは、実務経験とはいかなる経験を指すか、いかなる場合に審査を必要とするか、あるいは審査の項目等に関する事項で、これが各地方でまち／＼にならないため、建設大臣が告示することになつております。審査の項目は大体さきに述べた試験項目に準ずるものと考えられます。本年は選考前であり、初めから、当然試験は行われません。初めの試験は明年の後半になるものと考えます。建築士がきまるまでの建築士審議会の暫定的な構成を十三に規定したものであります。第十四は、建設省設置法に事務的な改正を行う規定であります。

以上で逐條の御説明を終る次第であります。なお経過規定によりますところの実務経験十五年以上というような者に対する定義であります。簡単に申し上げますと、建築に關する経験者は、すなわち俗に大工さんその他いづれでもいいかといふと、そういうふうには義人なたちまでを対象に規定いたしましたわけではあります。これはすなわち夜間の甲種工学校、高等工学校等を卒業せられた者であり、前各條に述べた程度の學歷、経験を持つ者と認められる者や、特に現在東京、大阪その他條例により施行せられております建築代理士試験等に合格せられまして、なおかつ本條に規定せる経験年数を有する者であり、一、二級建築士の資格を十分備へ得るとみなした者を規定いたしましたのであります。

以上で提案理由の説明を終ります。よろしく御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○淺利委員長 本案につきましては本日はこの程度にとどめます。

○淺利委員長 本日はこの程度にとどめます。

○淺利委員長 それでは本日理事會において昭和二十五年年度災害復旧事業費國庫負担の特例に關しての大蔵委員會に對する申入れの件を協議いたしましたのであります。大蔵當局の御意見も承りたいという考えでありますから、この問題は後刻にまわしまして、とりあえず本日上程になつております住宅金融公庫法案を議題といたし、質疑に入ります。通告がありますから、先に通告順によつて質疑を許します。天野久君。

○天野(久)委員 本法案に対して一、二御質問を申し上げたいと存じます。まずこの法案は第一條に掲げてあります通り、庶民、いわゆる銀行の窓口をたたくことのできない人及び財産のない人に金を貸して住宅を建てさせる、こういう趣旨であると存じますが、まず第一にお伺ひしたいことは、貸付方法をどんなふうになされるか、貸付の対象となる人を選定する方法につ

いてお伺いしたいと思います。

○伊東(五)府政委員 貸付の対象を決定する方法についてお尋ねであります。この第十七條にございまして、貸付の対象となるものは、大体三種類になつております。一つは個人、それから住宅組合、第三番目は貸付事業を行う会社その他の法人、こうなつております。この第一の個人に対する貸付の方法について申し上げたい。これは住宅に困つてゐる者といふことが、第一の條件でございまして、それから償還能力のある人、こゝろのところが、一つの條件に相なつて参ります。いゝ、具体的にきめて行かなければならぬ、問題と思ひますが、大体現在当局として考へておられますのは、まずこの住宅の困窮につきましては、困つてゐる人に対してなるべく公平に選定をいたしたいと考へます。たとえば現在、いわゆる住宅でないところに住んでゐる、鎌倉とか仮小屋とか、あるいは職場に住んでゐるか、こゝろの方もあつて、また住宅に住んでおられるけれども、同居して非常な居住状態にある、あるいは通勤の場所まで非常に遠距離の場所に住んでおられる。いろいろ原因がありますが、なるべく住宅に困つてゐる人を対象にしたい。それから住宅と申しますから、世帯向きの住宅を主として考へておられますので、单身者の寄居舎的のもの、これは一応除外して考へた方がいいのではないかと考へております。

それから償還能力であります。これもなるべく広く困つてゐる人に均等にするという意味から、あまり嚴重な條件をつけることはいかかかと考へます。

が、ただあまりこれをルーズにいたしましたら、将来の国庫の非常な負担になるということもあつて、その辺の調整は必ずしもないのであります。ある程度と申しますか、必要なだけの頭金、一時金を支拂う能力もあつて、それから月々の償還金について、毎月の収入などからならみ合せまして、その程度の賦金なら拂へるといふような目安で選定して行く必要があるのではないかと考へるわけでございます。

○天野(久)委員 大体資格についてはわかりましたが、その貸付の対象となる人の決定、いわゆる第十八條の條文に対して、どんな形に實際行われるのか、ひとつ詳細な御説明をお願いしたいと思います。

○伊東(五)府政委員 ただいま申し上げましたような観点から一応調査いたしました。貸付の対象として資格があるといふことがきまつた場合におきまして、一方において予算の上から一応のわくがあるわけですが、そのわくより超過するといふ場合には、これを公正に選ばなければならぬといふことが、十八條に規定されておられるわけですが、これが公開抽籤といふような方法で、できる以外に、方法はないのじやないかといふふうに、現在のところ考へております。

○天野(久)委員 この條文を見ますと、またその御説明を拝聴いたしますと、公庫において一括決定するといふように解釈できますが、この全国から申し込まれたその多数の申込み人を、公庫一本においてその決定が迅速になし得るかどうかが、これが疑われて参ります。今までもよく例があつたことで

ありますが、この法文をこしらへなければならぬといふように、住宅にせつば詰まつて困つてゐる人、いわゆる住むに家なく、つくるに金がないという人がたくさんあるの、この法案ができたのである。しかるに全国のもの、公庫で一箇所においてこれを決定するといふことであるならば、これは相当な時日を要し、そうして簡単にきまらないこと、それからその対象がよくわからないといふこと、それからまた県などにおきましては、やはり住宅政策が十分に立てられないという結果になつて来る。従つて借入金の申込みを決定した上において、この十八條の條文だけにおいては、この法案が今住宅に窮乏してゐる人たちに對してつばに役立つものかどうか、こゝろのこと

が疑われて来ますが、さういふ点について、いまだ少し詳細な御説明を承つておきたいと思ひます。

○伊東(五)府政委員 予算で大体決定しております通り、公庫の機構が、資金を取扱ふ機関としましては比較的小さいのでございまして、それで非常に調査決定にひまつて、貸付が非常に遅れるのじやないかといふ御心配であります。この点につきましては、公庫自体も実はこの一箇所決定するといふのではなくて、全国適当に支所を置きまして、おのづか地域ごとに分担をするようになっております。しかしそれにいたしまして、この支所の取扱区域も相当広いことでありまして、御懸念のような事態が起るわけでありまして、ただ決定は公庫において行ひますが、決定に至るまでの調査の事務、これに主としてひまがかかるわけですが、この調査の事務について

は、銀行その他の金融機関と、それから技術的の審査につきましては、地方公共団体に委託することになつております。地方公共団体は、場合によつては、府県のみならず、市なども動員することができると思ひます。大体それがために貸付が非常に遅れるといふことはないつもりでおります。また、銀行局から御説明をお願いしたいと思ひます。

○舟山府政委員 ただいま説明のありましたように、住宅金融公庫はその規模を極力小さくいたしまして、無用の出費を防ぐ建前になつております。業務を銀行その他の金融機関に適當なものに委託することに相なりま

す。しかるに業務の委託を認める金融機関はどういふものを予想してゐるか、と申しますと、銀行、これには大銀行も入ります。また地方にありまして地方銀行も入ります。それからさしたつては無盡会社中その能力ありと認められるものを入れたらどうかと考へておる次第であります。これらの金融機関におきまして、借受け希望者の適格性、あるいは自己資金で幾らか負担しなければならぬことになつておりますが、その負担能力ありやいなや、それからその建築を予定しております設計の規格その他を審査してこれを公庫に届けるわけでございます。主として審査事務はこれらの金融機関の手になるわけになります。これを各地に集めて、いかなる基準によつてえりわけをするかといふ問題につきましては、建設省の

方から御説明があつたと思ひます。

○天野(久)委員 今銀行局長のお話では、つまり公庫の出張所と申しますか、支所を全国に何箇所か置いてやる、こゝろのようなお話でありまして、大体その予定の箇所はどれくらいであるか、ひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

それからい一つ、信用調査の調査機関は、銀行、金融機関である、こゝろのような御説明であります。が、はたしてこの金融機関だけにこの調査をまかして公正な調査ができるかどうか、むしろ住宅を建てることのできない人、この金を借りようなどとはないわけでありまして、従つて今まで金融業務によつて仕事を来た人、いわゆる回収のみをほんとうに目的とした人たちが調査して、はたしてこの人たちに對してしつくりその調査ができるかどうかといふことを承りたい。そこでこの條文を見ますと、地方の府県は何ら参画して行くといふような條文がないのであります。が、何ゆゑに地方の団体やその他を使わなければならぬとき、府県の土木課なり、あるいはその他の各課を除外しておるのか。こゝろの点について詳しい御説明をお願いしたいと思います。

○伊東(五)府政委員 公庫の支所は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の七箇所でありまして、東京は本部に支所の事務を扱う部局を設けました。大体今のところさういふように進めてみようと思つております。

それから銀行で信用調査をする場合の御懸念の点については、大蔵省から御説明願つた方がいいのじやないかと

思います。

最後の府県がこれに關與していないように思ふとお話であります。この貸付の決定につきましては、国の責任においてやる必要があり、国の、国の機關たる公庫自体が決定することになります。但しそれだけでは調査の事務に事欠きますので、府県あるいは場合によつては市なども、つまり地方公共団体には工事の監査を委託するということ、最初貸付の決定、金額の決定等において仕様書とか、設計書、見積書、そういうものの審査は地方公共団体の適當な技術職員にお願ひしよう。それから工事の進捗に應じて支拂ひをいたして行きますが、現場の認証についても技術員にお願ひしよう。そういう面でも地方公共団体に関與していただく、こういうつもりであります。

○天野(久)委員 そうしますと、これを見ると現在貸付金は大体三十坪というところが限度となつておるようですが、今資本金五十億、及びそれに見返り資金を入れて貸し付けて何戸ぐらいの家を建てようという予定になりますか。

○伊東(五)政府委員 ただいまお配りいたしました表は、予算の範囲内で何戸ぐらい建つかという大体の計算をしてみたものであります。むろん確定的なものではございませんが、一応いろいろ仮定を置きまして、木造ならば平均十二坪ぐらいになるだろう。コンクリートのブロック造、これは平均十三坪半ぐらいになるだろう。鉄筋コンクリートのアパート、これも十二坪ぐらいになるだろう。それから坪当りの建設費、これがわかりますと大体戸

数が出て来るわけですが、坪当りの建設費の平均を一応まだ検討中でございますが、木造ならば一万七千円程度、これは地方によつてもずいぶん違ひますし、実際の場合一つと多少の狂いがあると思ひますが、ただいまのところこの程度で、コンクリート・ブロック造ならば二万二千円程度、鉄筋コンクリート造ならば三万二千円程度ではないかと思ひます。これから算術的に計算して建設費を出す。それから敷地に対する融資でありまして、これもある坪数と單価とを想定いたしました。大体全体の半分程度は敷地についても融資が必要ではないか、そういうような仮定を置きました。それで融資貸付の率、これも七五%までは貸付ができるわけでありまして、實際はもう少し少くても五割借りればよい、六割借りればよいという人もあると思ひます。平均しまして木造の場合は七〇%、ブロック造の場合は七〇%、鉄筋コンクリートの場合は七五%、こういうふう計算して参りますと、全体の貸付にまわし得る総金額は百五十一億五千万円ということになりますので、戸数が各種の構造のものを合計いたしました八万一千戸程度、こういうことになり

ます。

○天野(久)委員 今の御説明で大体八万一千戸建つというところで、今出張所の敷地を承ると大体八つぐらゐのもです。一出張所で一万户以上の事務を取扱う、こういうことになりまして、これだけの出張所でありまして、建築をする人はその手続やその他のことについて相當な煩瑣な手続と、しかも時間の空費をしなければならぬ。これは予想しなければならぬ。これは

場所によりまして、この住宅を建てるのに十萬か二十萬の金を借りる。それが二日ばかりでなければならぬといふようなところもありはしないか、この想像できますが、住宅に困る人に金を貸してやるのだ、そういう名目のもとにこしらえる法案ならば、いさ少し家を建てる人に親切丁寧な、しかもその手数をかけないで金を貸してやれるように考へる必要がありはしないか。この八つの出張所にも行くとしますれば、相當手間がかかるであらうし、もし一箇所で一万户の処理をいたしますならば、これも相當の時間を要しなければならぬと考へます。そこでなお一つ伺いたいことは、私は、この住宅の貸金が七割五分であるというところが、一体どこからこの数字を出したかわからない。金がないからこそういふ金を借りてやるのである。しかも二割五分の自己資金を持つておるから必ず金が返せる、持つておるから返せぬとは限らない。今まで住宅に対してはいろいろの資金の融通もあつたが、つまりこの状態で二割五分の自己資金がなければいかぬ。しかもこの手続方法、審査方法で行きますならば、相當の期間がかかることはどうしても予想しなければならぬ。そこで今までの例にしまして、幾ばくかの自分の金があればあとは貸してもらつて家を建てるということがあつたと思ひますが、そういう場合に、自己資金を寄託して、貸してもらう金を待つておつたが、手続が煩瑣で、とうとう自己資金を使つてしまつても、貸してもらえなかつたというやうな例もあつたのであります。この場合にやはりあいつたははめに陥りはしないかという危惧

の念にかられるのであります。そこでこの七割五分の貸金を、むしろ住宅に對しては全額貸すようにしたらどうかと考へますが、これについての御意見をお承りしたいと思います。

○伊東(五)政府委員 住宅の建設費なり、土地の取得費の一〇〇%を貸すようにしたらどうかというお尋ねでございますが、

（委員長退席、内海委員長代理着席）

一つは一般の不動産金融の慣例から申しますと、むしろものと低くして、最高七〇%ぐらいしか貸さないのが常識でございます。ただ政府資金による公庫の貸付でありますから、それよりも高率に貸してもよいじゃないかというふうに考へるのでありますが、これも程度がありまして、担保物件などからならみ合せまして、これを一〇〇%まで貸すということは、貸す方の側から申しますと、非常な危険があると思ひます。また一面政府の資金をできるだけ有効に活用したいという考へがありまして、できるだけ民間資金を動員したいという考へもありまして、これは何パーセントが適當でありますか、いろいろ研究いたしました結果、七五%というところにおちつたわけでございます。二五%の自己負担は、人によりましてはかなり重い負担になるうかとも考へますが、そういう場合になるべくその負担のできる程度の家をつくるといふことにしていただいて、ひとまずそういうことでやつてみたいと思つております。例を申し上げますと、かりに十坪の家をつくる場合に、十七万円かかる。これに七五%貸し付けまして、二割五分の負担をしても

うとしますと、四万三千円の負担になるわけでございます。また資力に應じて、もう少し自己資金が調達できる場合には、大きな家をつくつてもいい。一軒の家という場合にはそう小さいものもありませんが、現に十坪の家は二間ぐらいで、庶民住宅の場合でもやつておられますし、十坪とか九坪とかいうふうに、坪数で切下げて行く方法もありまして、負担に應じたものを建てていただくというところで、ひとまずやつていただくよりしようがないのじやないかと考へておるわけでございます。

それから先はどちよつとお話がありました。一支部一戸というところ、戸数が多くて非常に手続にひまどるではないかというお話であります。支所は七箇所置きますが、しかし實際の事務は銀行において調査をいたします。その銀行の店舗は全體的に相當適當な配分になるやうな見込みでございます。ですから一店舗當りの取扱ひ件数はさう多くならないと思ひます。また工事の方の審査をしますにしまして、これは地方公共団体がずつと市町村まで行つておりますから、そういうものを適當に利用しますと、工事の審査などもさうむやみにひまどるというやうなことはないやうにできると思ひます。また二割五分の頭金で、建前なら建前まで進んだ。そうしてあとの借りられる資金が遅れて、建ち腐れのようなことにならないやうにやり得るものと思ひております。

○天野(久)委員 この法案の骨子は、一体住宅のない人を救おうということでありまして、しかも住宅を処理する人

は、温厚そのものの、日本全国から慈父のごとく尊敬されておる住宅局長であります。その人の話を聞いても、全額貸してはあぶない、二割五分とつておかなければあぶない、こういうようなことを考えられておる。金融の本旨から言つたならば、回収というのをまずもつて考えなければならぬのであるから、それはもつともの話でありますが、しかしこの法の精神は、住宅のない人に早く家を建ててやろうということが、まず眼目でなければならぬ。そうしてしかもその金が二割五分あつたら、それでは必ず完全に行くか、あるいは金額貸したあぶないか、こういうことは私はこの法案については考へる必要はないと思ふ。そこでわれわれは今の説明を聞いて不安に思われるのは、ほんとうに無欲恬淡で国家の行政に盡される住宅局長がそう言われるのだから、今度は選定を出先の金融業者にかかるとすれば、これは非常にきこえないものが出て来る。金融業者は、その個性として、この貧乏やろ、倒されやしないか、倒されないうににするにはどうすればいいか。貸してくださいと言つても、あなたの資産はどのくらいあるか、どうだ、こうだと言つて、むずかしい調査事項を並べたなかへ貸してくれない。これが金融業者の本質である。しかも営業をもつて立つていた人は、今までの得意先と申しましたように、関係者と申しましたように、そういうものがあつて、自然そういう今までの関係者によつて決定するといふようなことも考えなければならぬ。しかしこの法案から言えば、公庫が決定するとは言ふが、しかし公庫が決定するには抽籤するのであつ

て、その選に入るまでは、今の御説明で行けば金融業者がやる。こういうことは私は非常に不安である。しかも各府県にそれ／＼の機関があるにかかわらず、一体何ゆゑに府県の機関を除外してそういうところでやらなければならぬか。こういう点について建設省としても、いさし真剣にお考え願つて、この法案ができたならば、スミースに社会のために利用されるようにしてもらいたい。今までこういう法案ができて、かえつてわれ／＼は中間に立つて、法案そのものの利用価値がないとか、あるいはスミースに行かないとか、あるいはせつかくできて何にもならぬじやないかというやうなことで、われ／＼は怨嗟の的になることが往々にしてあるのですが、この法案だけはそうでないようにしていただきたい。しかし今の現状のままで行くならば、おそらくスミースに行かないと考えますので、これがスミースに行くやうに考えていただきたい。

それからお回収ということについて、二割五分の手持ち金がなければいけない。こういう心配があるにもかかわらず、これに対しては、その不動産、いわゆる建築した建物に対しての災害に対する保障というものが、どうも規定されておらない。どこか火災保険というものがあつたが、火災保険は、火災保険をつければならぬという文句はないように聞いております。天災、災害というものを対する保障は、どういふところでおられるか、つまり回収ということだけでは、災害といふことに対しては、相当考へて行かなければならぬのではないかと、もう一つ伺つておきたいことは、これももし返せなかつた場合に、どこがその責任を負つて、その損失の負担をするか、こういうことを承つておきたいと思ひます。

○舟山府委員 この法案は、建設省と大蔵省と共管でございまして、金融方面の問題につきましては、大蔵省の方でもいろいろ参画いたすわけでございますから、私の方からお答え申し上げます。まずこの法案によりまして、幾らか手金がなければ住宅が建設できないのではないかと、御質問でございますが、全然手金がない純然たる無資産者という方の住宅対策といたしましては、地方公営住宅といふものをもちつて充てたいと思ひまして、これに対して国庫補助もいたしておる次第でございます。そのほか若干の手金はありますが、なお資金の大部分は調達できないという人々のために、別途こちらの行き方でもこれを救済したいということをこの法案で考へております。こういうことによりまして、一軒でも早く住宅が建てば、それだけ住宅緩和に資するのではないかと考へ方でございます。また、公営住宅の考へ方と総合して、一つの住宅対策になつておるということとを御了承願ひたいと思ひます。

さらに大蔵省の見地からみますると、従来住宅営団のごときものがございまして、これは借り手あるいは譲り受け手の方で一文の金も出ないというやうな扱いであつたのでありますが、そういういたしますと、何だか人の住宅に入つていふやうな気になりまして、なかなか年賦金も納めなければ、家の修理、保全といふやうなことも力を盡さないで、住み荒してしまふという弊もあるように思ひまして、こういう行き方も一つの行き方ではないかといふやうに考へる次第でございます。

次に金融機関に審査をさすといふことは、必ずしも公正を期せられないのではないかと、御疑念の点につきましても、公庫の直接の人員を非常によしよまして、公務員によつて処置するといふやうなことも、一つの行き方であるかもしれないのでありますが、そういういたしますと、公庫の費用といふのはむやみにたくさんになります。またさしあつて急場の間に合せなければならぬといふことに対しては、公庫の人員を集めてから始めるというやうなことは、なか／＼事務の進捗をみないわけでございます。そこで民間の諸機関のうち、最も公共性のありと認められる金融機関の助けを借りるということを考へたいわけでございます。いましめて、こういたしますれば、特に公庫としては固定費用をそれほど投下することなく、ただちに借入れ申込みに對して審査をなし得る状態に入れるわけでございます。しかし金融機関につきましても、この法律の規定によりまして、公務員の扱いもいたしまして、また罰則の適用もございまして、さらに公庫から金融機関に臨んで必要な検査もできるといふ建前になつておるやうにして、別途銀行行政の上からも、この仕事に關しましては、絶対に私的な次第でございまして、金融機関といふは、商業銀行等の銀行におきましては、不動産の取扱といふやうなものは、不動態の取扱といふやうなものに習熟いたしておりますから、即刻これが利用できるというので、この金融機関を利用することを考へついたやうな次第でございます。

次に災害の問題につきましては、貸付にあたりましては、約款をもつて火災保険は強制的につけさす方針でございます。その保険料も、年賦金の中に込めて計算するといふ方針をとる予定でございます。それからなおこの貸付金の返済がございせんときは、担保権を執行いたしまして、必要な元金の回収をはかるといふ方針でございます。

○天野(久)委員 大蔵省の御説明によると、この法案はちやうど金のない困つておる人と、金のうんとある人との中間を行く法案だといふ御説明なら、あるいは一応そういうことも考へられるかもしれない。そこで承つておきたいことは、この住宅といふものは、今各府県でもそれ／＼住宅政策を立てて、何戸くらい足りないから、何戸くらい建つて行かなければならぬかといふやうなことをやつておると思ひます。そうするとこの貸付金は、全国に對して大体割当てをするのか、それとも早く申し込んでたくさん資格者のあつたところへ、どこへでもどん／＼たくさん貸すのか、その辺は建設省としてはどうな考へを持つておられますか。

○伊東(五)政府委員 この八万户を各地域に割当てて行くことは、公共事業などの関係では、地方の予算の關係もありますが、そういう必要もあるのですが、この場合には、それぞればやくを地方別にきめる、こういうことは必要ならぬと思ひます。また申込みを交付するのを年に何回かいたしたいと思ひます。第一回に一応の地方

別のわくをきめまして、それで申込みを受付け、そうして抽籤してやつて行く。こういう方法をまずとりまして、またその後の状況によりまして、第二回、第三回、年度内におきまして、その地方別の不均衡は是正しながらやつて、なるべくこの地域別の不公平のないように調整をして行きたいというふうに考えております。

○天野久委員 今の局長の御説明で行くと、割当てはしないが、大体全国に平等に分布するようにするということに承つてさしつかえないわけですね。そういうことになりましたと、これはどうしても私はこの決定に対して、やはり各府県がこれにどういう形で参画して行くことが、その県の住宅政策の一環ともなりますし、また金融業者だけにまかしておいても、その方が公平に行くのではないかと考えますので、この決定に対し、私は計画その他に対して、県がこれに参画することを強く要望したいと思つております。

それからお金の貸付については、私は全額貸してやることを要望いたしますが、これは大蔵省の方の御説明によれば、その中間を行くのだということですが、そういうわけであるならば、これもあるいは余儀ないかと思つております。

そこでこの貸金に対する利率であります。年五分五厘というものは、こういう性質の貸金としては、決して低利ではない。いさしくこの利率を安くすることができないか、安くして、そうして完全な回収をはかるようにいたしていただくことがよくはないか、このように考えますが、その点に対しての御意見を伺います。

○舟山政府委員 この資金は十年以上になるのでございしますが、五分五厘という利率は、現在の金利から申しまして非常に安いものであると申さなければならぬと存じます。また金利状態が平常的な状態になりました場合を考えても、これは決して高くはないと考えておる次第であります。

○伊東(五)政府委員 府県がこの事務に参画する必要があるというお話ですが、この点につきましてちよつと御説明申し上げます。とりあえずのわくをきめたり、地方への資金の配分をきめたりする場合には、もちろん地方の住宅政策を担当してあります都道府県、あるいは市などの御意見は十分伺つてきめて行きたいと思つております。また貸付の決定に際しまして、これは公庫が決定するわけですが、この諮問機関としても申します。また、監査機関としても申します。府県や関係の市などの、あるいは銀行とか、あるいは金融公庫といったようなものから構成した協会のようなものをつくつて、そこで相談にあずかるとか、あるいは意見を述べたり、そういうような形をとつて行きたいと思つております。

○内海委員長代理 砂間一良君。○砂間委員 きのう大臣の提案理由の説明を伺つておりましたが、住宅難は依然として緩和されず、国民生活の安定上放置することは許されないような状態にあるという御説明がありました。が、戦後住宅難が非常に深刻であるというところはだれしも承知しておるところであります。そこでその住宅に一番困つておる人はどういふ階級の人であるかというところを、まず最初に住宅局

長にお伺いしたいと思つております。

○伊東(五)政府委員 今日住宅の事情は、長年の戦争と、それから終戦後の状態によりまして、世界に類例のないような異常な状態にあるわけでございます。住宅困窮者というものは、国民全般——都市と言わずあるいは町村と言わず、全般的に国民各階層を通じての問題じゃないかというふうに考えております。

○砂間委員 建設省ではいろいろこれまで御調査などをなされておると思いますが、特に放置しておくとおられないような過密住宅に住んでおる人が相当あると思つております。国民一般と申しませんが、それは資本家もあれば労働者もある、金持ちもあれば貧乏人もあるわけですから、どういふ階級の人かという点をお伺いしたい。それから労働階級とか商工業者だといったことが一概に言えなければ、たとえば定収入が何万円以下くらいの人々が今一番困つておるかというところをまずお伺いしたいと思つております。これについては、大体建設省あたりでいろいろこれまで御調査になつた統計や何かであると思つておりますが、概略のところをどういふふうで、御説明願います。

○伊東(五)政府委員 実は収入別などの調査はございせん。住宅がどういふ事情になつておるかというところは、一昨年調査費をいただいて全国的に調査をいたしましたが、そのときの収入別とか階層別という調査も実はないでございします。しかし大体の見当はつきまして、それで進めて行くことができておると思つております。住宅の困窮者は各階層を通じてあまねくあるわけでありまして、その中で、政府として資

金のな援助をしなければならぬという階層はどうかと申しますと、むろんこれは一般のサラリーマンとか労働者とかいふ階層になるものと思つております。

○砂間委員 昨年十月の建設月報によりますと、東京においては、労働者の五・五％が過密住宅で、住宅難にあつておるということが建設省のこの雑誌に発表されております。あるいはきう委員部の方からいただきました電気事業経営者会議の方の請願書によりますと、電気事業においては、九万三千世帯の従業員のうち、二万一千世帯が住宅難に悩み、過密住宅や遠距離通勤のために困つておるというふうなことが言われておりますが、大体におきまして、住宅難々々と申しまして、この定額所得者、勤労階級の中にも、特に所得の低い階層の人たちが一番住宅に苦んでおるということとは間違いない事実だと思つております。たとえば東京の世田谷方面に行きましても、あの狭いぼろ屋のようなところに何世帯も押し込まれて、まったく見事にたえないような悲惨なる生活をしておるの、これらの階層の人たちであります。これらの階層の人たちに住宅を供給するということが刻下の急務でなければならぬのじやないかと思つております。が、はたしてそういう人たちに今度の住宅金融公庫による住宅の供給ができるかどうかという点をお伺いしたいと思つております。

○伊東(五)政府委員 お話の通り、定額所得者、労働者に非常にたくさん住宅困窮者がおることは事実でございます。しかしこれを階層別にどういふ種類になつておるかという調査までな

いということをお申し上げたわけで、抜き調査的に、ある会社についてあるとき調べたことはございしますが、ただいま御引例になりましたようなものは、大体間違いないかと思つております。不良住宅とか、あるいは非常な過密住宅に住んでおられる方につきましては、これは最も対策は急を要するわけでありまして、建設省でやつております住宅対策としては、先ほど銀行局長からお話がありました通り、公共事業として国で補助をしまして、公共団体にやつていただく賃貸住宅と、住宅金融公庫の融資による自己住宅の建設、この両面からやつておるわけで、あらゆる場合を公庫の貸付によつて解決できるとは考えておりません。この貸付によつて、自己住宅をつくつてもらうということ自体が、やはりある程度の自己資金を持ち、ある程度の毎月の償還能力があるというところを前提としたもので、あらゆる場合に公庫でそれを対象にするというふうには考えておりません。ただ現在もう一方の方の公共事業というものが、予算の関係から十分ではありませんので、そういう公庫の対象とならないような人の住宅問題の解決がなかなか急務に行きませんことはまことに残念であります。その方もまず、努力いたしまして、並行して、両方で住宅対策を完備したいというふうな考え方でおる次第であります。

○砂間委員 それでは今ほんとうに住宅に一番困つておる勤労階級の貧乏な人たちは、国庫補助による賃貸住宅の方でやつて行つて、公庫の貸付金による住宅の建設ということとは、もつと上

の方の、裕福な人たちに貸してやるというのを目的とした法案である、こういう御説明として受取つてよろしいですか。

○伊東(五)政府委員 大体そういうことになると思いますが。こういう金庫公庫におきましても、勤労者一般が対象になるようにしてはできるだけ考えたわけでありまして、おのずからやはり自分の家をつくるには、若干の自己資金をもちたなければならぬという点から行きまして、資産や収入に多少のゆとりのある人が対象になる。公共事業の方は、国庫補助金のある貸家ですから、比較的低い家賃を拂つて行けばいいというふうなことから、おのずから対象が少し上下の差が出て来るものと思つております。

○砂間委員 それでは主として低収入の勤労者に対する住宅の供給、これが今日住宅難で一番困つてゐる。人数の上から言つても全国的に一番多数を占める階層であります。こつちの方は国庫補助による賃貸住宅をやつて行くというお話でありますから、その方をお伺いいたしますが、それでは昨年度はこの方の国庫補助が二十五億でありましたが、こつちは三十一億何ぼになつてゐる。これで去年は何戸建つたか。こつちはそれで何戸建てられるか、あるいはその家賃が幾らかということをお伺いしたいと思います。

○伊東(五)政府委員 昨年度は二十五億の予算で大体二万五千戸建てております。二十五年度は三十一億の予算で二万七千七百戸建てると予定でございます。家賃は当初のものは二、三百円くらいからありましたが、だん／＼建設費が上つて参りましたので、二十四年度

二十五年度は、木造の十坪程度の家で、大体全国平均しますと、八百円程度になるようであります。

○砂間委員 三百五十何万戸とかいふのが全国で不足してゐるものであります。そこへもつて来て二万五千戸や二万七千七百戸を建てたつて、それで住宅難が緩和されるというところは、これは大海の一端にも足りないと思つてゐる。しかもその家賃が七、八百円というのを今申しましたけれども、大体最近建てておられます鉄筋コンクリートやあるいはコンクリート・ブロックの住宅は、千円から千四、五百円の家賃のところが多いようでありまして、しかもこういう公営住宅で、賃貸住宅で建つ戸数そのものが少ないので、こゝへ入る人は定収入月一万円以上の証明を持つて来なければ受付けられないとか何とか言つて、結局一番住宅に困つてゐる人たちは、まづたよりつきがたい天上の花みたいになつてゐる。これでは国の住宅政策は何をやつてゐるのかわからない。この一番困つてゐる、そして一番多数の人に対して、住宅の供給ということは何もやつてゐないというところになるのですが、これではたしていいのだろうか。国の住宅政策を預かつておられる政府委員として、もう少し責任ある御方針をお示しを願ひたいと思つてゐる。

○伊東(五)政府委員 今お話のようにある場合には、鉄筋コンクリートのアパートは千円くらいあります。が、大体最近のもので七、八百円の家賃になつております。この七、八百円の家賃というものが一般勤労者、定収入のある勤労者が支拂い得るかどうかということになります。大体大部分

の者は七、八百円程度の家賃は、今までやつておりました経験から言いますと、拂い得るように思つております。これでもまだ拂えないというものにつきました。これを引下げるとは、実は現在やつておられますのは、公共団体の企業としてやつておられますので、民間の企業とは違ひますが、それでも一つの採算をとつてやつておられますので、これ以上下げるとは困難だと思つてゐる。あるいは補助率を引上げるとか、あるいは何かほかの方法で行くようにしようがないのではないと思つてゐる。また別途に特別の階層の貧困者に対して家賃の補助をするというふうなことも考えられますが、これは住宅政策と申しますよりは、生活の困窮者に対する対策といつてしまつて、われ／＼と思つてゐる。もう少し広い問題だらうと思つておられます。なおこれにつきましては、とにかく小住宅がたつきましますと、その方へだん／＼移つて行く、そして家が一方においてあいて来る。ゆとりもできて来るというふうなことで、直接の対象になりません。全般的に見ますと住宅難がそういう方面の人たちにもだん／＼緩和されて来るという道もあるわけでは、決してこれがマイナスになるわけではないと思ひますが、さらに一步を進めて行く必要はあると考えますので、なおそういう点につきましても、研究を進めて行きたいと考えております。

○砂間委員 今度公庫によつて建てられる住宅の償還金、火災保険その他合算いたしました、毎月総計何千円くらいを償還して行けばよいという、大抵の目安はどのくらいになりますか。

○伊東(五)政府委員 かりに十坪の木造の住宅を建てるといたしまして、地域によつて建築費が違ひますが、かりに坪当り一万七千円かかるものとしたとしますと、建設費が十七万円、これに七五％貸付けまして、その金額が十二万七千円になります。これを五分五厘の利子で十五年間の均等償還にいたしますと、元利償還金千三百九十円ということになります。その他公庫との関係ではございせんが、家を持ちますと、税金とか火災保険などで若干負担があるわけでございます。

○砂間委員 大体十坪の木造の家を建てまして、元利の償還だけでも千三百九十円になる、これに火災保険料とか、あるいは家賃補助とか、その他の公租公課を含めると、相当のものになると思ひます。私も先ほど専門委員室からいただきました資料によりますと、十二坪の木造の家で最低千五百五十円くらいになるという計算が出ておりました。千六、七百円から二千円以上ということになると思ひます。それだけの償還能力のある人でなければ、この公庫の金を借りて家を建てるのができないという、そこに限界が引かれてゐると思つてゐる。ところがこれは公営の賃貸住宅の家賃とも関連して来るわけですが、賃貸住宅の方は最近木造で七、八百円くらいだというお話がありましたけれども、この七、八百円の家賃すら支拂えないのが今日の労働階級の現状であります。先ほど読み上げました建設月報の昨年の十月号の最近の住宅事情によりまして、昭和二十三年十一月の東京の家賃は一世帯当り平均百四十五円ということになっております。しかもこ

の古い家賃を標準にして、あの食つて行けないところの六千三百円ベースというものが組立てられてゐるのであります。この賃金ベースでは食つて行けないから、これを何とか上げろというのを私どもが何べんやかましく言ひまして、政府はそれを一向改めようとしません。

〔内海委員長代理退席、委員長着席〕

そして二十五年度の予算もそのまゝ組んでしまつたというわけでありまして、こういう状況のもとにおきまして、賃貸住宅にも入れない。まして千五百円から二千円以上も償還して行かなければならぬという公庫の住宅建設は、勤労階級にとつては全然利用されない問題であるといふことを私は断言してもいいと思ひます。もし住宅難で一番困つてゐる、また全国で一番多数を占めるところのこの人たちに、何らかの方法で住宅を提供して行こうといふのが国の親心であるならば、これをやめてしまつて、もつと家賃を補助するとか、損得勘定でなくて、もつと社会政策的な立場からこの住宅政策が立案されなければならぬと思つてゐる。そういう広い観点からいたしまして、住宅局長に日本の住宅政策の基本的な方針といふものをこの機会にもう一ぺんはつきりと御説明願ひたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 私どもの考えでは、勤労者の大部分のものにつきましては、公営住宅の家賃二分の一の補助をすることが当然であると思つてゐる。ありますが、七、八百円の家賃というものの負担は、現在賃金とその他の相当上つておりますし、賃金も非常に低いの

でありますから非常に苦しいとは思いますが、ほんとうに家に困っている人ならばこの程度の家賃は拂えないことではないと思ひます。但しこの家賃でもなお高い、住宅に困っているが、何とも手がないという人々に対しては、さらに別な手を打つ必要があるのじやないかということはお考へております。しかしこれは予算にも関係することでありまして、研究はいたしてありますが、二十五年度は実現できなかつたわけでございます。

○砂間委員 住宅不足が三百何十万户と言われている。そして一番過密住宅ではつておけないものでも、大体八十万戸くらいあるということが言われております。これが賃貸住宅が二万五千戸から二万七千戸、住宅公庫で八万戸くらい、合計十万から十一万戸くらいしかできて行かないわけでありまして、こんなことで一体いつになつたらこの住宅不足が緩和できるか、一方においては古い木造の家なんかほとんど腐朽して行くと思ひます。もう少しはつきりした住宅政策というか、そういう方針はお立てになることができないのですか。

○伊東(五)政府委員 三百数十万戸の住宅不足がござりますが、その中で少くも八十万戸くらいは何とか政府なりあるいは公共団体なりの資金的な援助が必要であるというふうに考へております。そして長期計画と申しますか、五年計画でその程度のもを解消しようという一応の事務的な案は持つておりますが、何分住宅のみならず、国としてはいろ／＼緊急な事業がたつさんあるわけでありまして、われわれの努力が足りませんことはまことに

おはすかしいのでありますが、今年人は両方合せまして約十万户程度しかできない、なお将来これをもう少しふやして、なるべく短かい間に目的を達成するように努力したいと思つております。

○砂間委員 国庫補助による賃貸住宅は、家賃の關係で貧乏人には入れない、今度の住宅金融公庫はもつと上の金のある人でなければとても寄つてくことができないということになります。もう低収入の勤労階級はどこへも住むことができないわけなんです。ところが野ざらしにされて生きて行くわけにも参りませんので、ずいぶん見るにしのびないような悲惨な生活をやつて行っているわけで、一方におきまして、前に住宅営団で建つた非常にそまつな家ですら、そういうところに住んでいる人もあるわけなんです。そういう方面についてはほとんど修理補修とか、維持管理ということがなされてないのです。住宅金融公庫とは別でもいいのですから、あの方面でももう少し国費の補助をするなり何とか手入れをいたしまして、この住宅難を緩和して行くということはお考へになつておりませんか。

○伊東(五)政府委員 旧住宅営団の未処分の建物は御説明のように相当ひどいものがございます。修繕が行き届きませんで、雨漏りがあるとかいうようなものはずいぶんあるのをごさいます。この方は実は今閉鎖機関に指定されておりました、修繕などすることはできないことになつておりますので、できるだけ早くこれを処分いたしまして、なるべく安い価格で、できるだけ許される範囲におきまして入つて

に買つてもらふ、こういう方針で今度進めております。本人のものになりまして——比較的安い価格で拂い下げますと修繕などもできることと思つております。一般的に不良住宅、戦災にあらわれない建物でもかなり不良住宅が多い。ある場合によりましてはそれが集積して不良住宅地区といふものを構成しているものもあるのをごさいます。これは現在不良住宅地区改良法という法律もつづいてあるわけなんです。何分絶対数が足りませんで、家のない人のために家をつくることに急がれておりますので、不良地区を改良するといふところまで手が延びておりませんが、これもわれ／＼の課題といつたしまして、ごくひどいものからでも何とか融資なり補助なりの道を開いて、その地区の改良をするといふふうに進めて行きたいと思つております。これも二十五年度はそこまで手が及ばなかつたわけでありまして。

○砂間委員 安い値段で買つてもらふといつても、買ひ手がいないのです。新しくつくる住宅に金を貸してやるくらいなら——古い住宅を買ひ購入資金を国が何とか公庫みたいなものでもつづいて貸してやるというふうなことは全然考へておられないのですか。

○伊東(五)政府委員 売却の価格もできるだけ下げるといふことと、もう一つは一時金では拂えないが、毎月の収入からだん／＼なくして拂つて行くならば返し得るのだといふ人々は多いのであります。住宅営団の処分につきましては、銀行から特別の融資の道を開いておきます。将来もそういうことで行けると思つております。

でも、これが普通は借りられないのですよ。今度の住宅公庫の場合にも、先ほど大野委員からいへ／＼御質問がありました。銀行に扱はれるといつたら、銀行は右橋をたたいて渡るような商売ですから、審査が非常に厳重になつてしまつて、一番困つてゐる人が家を建てたいといつても、そつちの方へまわつて行かないことははつきりしてゐると思ひます。ですから、そういうことは單なる言ひのうたにすぎない。少くとも勤労階級に対しては国の住宅対策は何ら立つていない。どんなに困るうが、雨ざらしにならうが、野ざらしにならうが、ほつたらかしておくとやつても決して言ひ過ぎにならぬと思ひます。しかしそれはそれといつたしまして、大蔵省の方もそこにお見えになつてゐるようです。ですから、関連してお尋ねしたいと思ひます。税金の關係です。今度は地方税法も改正になるわけですが、かりに十二坪の家を建てまして、それが二十万円くらいの建設費がかかるというたしますと、その家賃は新しい地方税法によりますと、どのくらいになりますか。さらにそれにいへ／＼な住民税の所得割とか、地方税がかかつて来ると思ひますが、そういう税金の合計がどれくらいになりますか。地租もかかつてゐると思ひますか。……

○淺利委員長 それでは住宅問題につきましては、次会に質疑を継続することといたしまして、本日はこの程度にとどめます。

○淺利委員長 なお主計局長が見えておりますから、先刻議題となつて残つておりました昭和二十五年における災害復旧事業費国庫負担の特例に關する法律案について、過日大蔵委員会と連合審査会を開会致した結果に基き、当委員会

〔午後三時四十五分懇談会に入る〕
〔午後四時十四分懇談会を終る〕

○淺利委員長 懇談前に引續き會議を開きます。

先刻懇談会において大蔵省主計局長の意見もとくと承つたのであります。よつてさきの理事会の協議及び先刻の懇談会の結果によつて、先日大蔵委員会との合同審議の結果に基きまして、当委員会から意見を申し入れることに話がついたのであります。その申入れの事項を一応読み上げます。

昭和二十五年における災害復旧事業費国庫負担の特例に關する法律案に対する申入れ事項

昭和二十五年における災害復旧事業費国庫負担の特例に關する法律案について、過日大蔵委員会と連合審査会を開会致した結果に基き、当委員会

の修正意見を左の如く申入れる。即ち
第一條に規定する災害復旧事業の定
義と第二條に規定する災害復旧事業に
対する全額国庫負担の範圍とは当然一
致せしめるべきであるから、第二條中
括弧内全文は削除されたい。

四月六日

建設委員長 浅利 三朗

大蔵委員長 川野 芳滿殿

右のごとく申し入れることについて
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浅利委員長 御異議なければさよう
決します。

手続は委員長において取扱うことを
御了承願います。

それでは本日はこれにて散会いたし
ます。

午後四時二十一分散会

昭和二十五年五月九日印刷

昭和二十五年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所